

身辺
記

原子力補償法 外遊こぼれ話

我妻榮

原子力保障法

◆原子力に関するいろいろの施設の運営から生ずる損害の補償問題などについて、わが国の私法学者が、本式にとらへんで研究すべき時期が来ている。

イギリスから購入することになったコールダーホール型の原子炉が、地震に端えられるかどうか、万一損害を生じた場合に誰が補償義務を負うか、という問題は、今日でも新聞の重要なトピックになり

ている。原子力産業会議は、すでに「原子力補償問題特別委員会」を設け、法曹界の元老若田田苗造博士を委員長として、九州大学の菊池勇夫教授は、ついで、原子力法学の研究をするため、同大学の機関誌「法政研究」(1957年1月号)に利用を目指す場合には、ある程度がや不

には「原子力基本法の平和目的」が、まだ、「海と政治の研究」(九大法學部創立三十周年記念論文集・有斐閣)には「原子力法學の展望—特にその社会法的問題の研究」を発表しておられる。ありとあら

れば、その中に指示されてくるようだ。一般的な補償問題には、あまり深く入り、教授の専門の社会法學的立場から問題を探求しながら、補償問題は残されたものとして、私法学者の怠慢を責めて、るよりかともみえる。

◆やいとわ、私法学者が、この問題は、子力補償問題特別委員会」を設け、法曹界の元老若田田苗造博士を委員長として、九州大学の菊池勇夫教授は、ついで、原子力法学の研究をするため、同大学の機関誌「法政研究」(1957年1月号)に利用を目指す場合には、ある程度がや不

可避の災害が生ずる場合の、法律的問題のために、一方では、科学の進歩を防ぐために損害をやむを得ない場合の「賠償責任と保険」が、たゞに運営するにあたるだけ未然に防止するに心を尽すのである。他方では、しかるなが生ずる損害について、これが完全に補償する途を講じなければならぬ。それが、たまたまその施設を運営する者の負担で補償するのではなく、原子力の利用により利益を受ける者の全体の負担でこれを補償するし、すなはち、何等かの形式の保険制度の確立へと進むべきである。かように考えると、原子力の平和的利用に伴う損害補償の問題は、水爆実験による損害補償とは、ねのやかに異なることになるであらう。

◆やいとわ、私は、最近の外國雑誌のなかにこれに關する1956年1月号の創刊及び利用並びに災害に対する防護に関する法律案」(Entwurf eines Gesetzes über die Erzeugung und Nutzung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren [Atomgesetz]) へ対応した。これは、オットー・カウフマン (Otto K. Kaufmann) の「原子力立法」による。しかし、原子力に關する法律案や法の法律問題」(Rechtsfragen der Atomkraft) が連邦政府と州政府のござれに属するかを定めるために基本法(Grundgesetz)を修正(追加)を加える法律案や法律が、行政的な取締から、賠償責任に關するものか、相当詳細な内容があつた。

◆やいとわ、私法学者が、この問題は、子力補償問題特別委員会」を設け、法曹界の元老若田田苗造博士を委員長として、九州大学の菊池勇夫教授は、ついで、原子力法学の研究をするため、同大学の機関誌「法政研究」(1957年1月号)に利用を目指す場合には、ある程度がや不

教授は「スイスの新農地法」(Das neue ländliche Bodenrecht der Schweiz 1946) 冬期號 (The American Journal of Comparative Law, vol. 6 No. 1) によると、アメリカの比較法雑誌の近年

